

いばらき労働基準

発行所 一般社団法人 茨城労働基準協会連合会
 水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館内
 ☎ 029-225-8881
<http://www.roukiren-ibaraki.or.jp>
 発行人 工藤俊雄
 制作 茨城弘報(株)
 定価 一部 120円
 (会員の購読料は会費の中に含む)

JUNE 2016
 VOL.575

6



●2016 6月号 CONTENTS●

平成28年度 全国安全週間実施要綱……………2	最低賃金ワン・ストップ無料相談について……………11
企業の従業員の健康づくり推進に向け、協会けんぽと協定を締結!…5	衛生推進者養成講習開催のご案内……………12
茨城県バス協会等にバス運転者の労働時間管理等の徹底を要請…5	第354回 KYTトレーナー研修会のご案内……………13
平成27年 賃金不払の概要……………6	平成28年度の雇用保険料率……………13
労働保険の年度更新手続きはお早めに……………7	精神障害の労災認定……………14
自社の「一般事業主行動計画」を確認しましょう!……………8	平成28年 経済センサスー活動調査を実施します……………15
ハローワークの労働関係法令違反があった事業所への対応…9	県内の労働災害発生状況速報……………15
茨城産業保健総合支援センターからのお知らせ……………10	平成28年 死亡災害発生状況……………15
「受動喫煙防止対策助成金制度」のご案内……………11	講習会のご案内……………16

平成28年度 全国安全週間実施要綱

1 趣旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で89回目を迎える。この間、労働災害は長期的に減少し、平成27年は統計を取り始めて以来初めて、年間の死亡者数が1,000人を下回った。これは産業安全に携わった多くの先人がたゆみなく安全活動を展開した結果得られた画期的な成果である。

一方、近年の産業構造の変化に伴って、拡大を続ける第三次産業等においては未だに安全に関して自ら取り組む意識が十分とは言い難い。また、経験が浅い労働者が職場に潜む危険を察知できないことなどを背景として、休業災害を含む労働災害全体の数は十分な減少傾向にあるとは言えない現状にある。

このような状況を踏まえ、更なる労働災害の減少を図ることを決意して、平成28年度全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

見えますか？ あなたのまわりの 見えない危険 みんなで見つける 安全管理

2 期間

平成28年7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、平成28年6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実施者

各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報を行う。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

9 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。

(1) 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

- ①安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ②安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ④労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
- ⑤緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑥「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

(2) 継続的に実施する事項

- ①安全衛生活動の推進
 - ア 安全衛生管理体制の確立
 - (ア)経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
 - (イ)安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
 - (ウ)年間を通じた安全衛生計画の策定及び安全衛生規程の整備
 - イ 職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
 - (ア)経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
 - (イ)就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
 - (ウ)災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
 - ウ 自主的な安全衛生活動の促進
 - (ア)発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
 - (イ)職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化
 - エ リスクアセスメントの普及促進
 - (ア)リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
 - (イ)SDS(安全データシート)等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進(「ラベルでアクション」の取組の推進)
 - オ その他の取組
 - (ア)安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
 - (イ)外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実
- ②業種横断的な労働災害防止対策
 - ア 転倒災害防止対策(STOP!転倒災害プロジェクト)
 - (ア)作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
 - (イ)照度の確保、手すりや滑り止めの設置
 - (ウ)危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進
 - イ 交通労働災害防止対策
 - (ア)適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
 - (イ)飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
 - (ウ)災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
 - (エ)飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施
 - (オ)健康診断及び診断結果に基づく保健指導等の措置の実施、長時間労働を行った運転者に対する面接指導等の実施、労働時間の短縮等の就業上の措置の実施
 - ウ 非正規雇用労働者等に対する労働災害防止対策
 - (ア)雇入れ時教育の徹底・内容の充実
 - (イ)非正規雇用労働者を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
 - (ウ)派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の徹底
 - エ 熱中症予防対策
 - (ア)WBGT値(暑さ指数)による適正な作業環境管理、作業管理の実施
 - (イ)計画的な暑熱への順化期間(暑熱に慣れ、その環境に適応する期間)の設定

- (ウ) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取
- (エ) 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患(糖尿病等)を踏まえた健康管理
- (オ) 熱中症予防に関する労働衛生教育の実施
- オ 腰痛予防対策
 - (ア) 腰部への負担の少ない作業方法の選択及び見直し、介助法の普及
 - (イ) 腰痛予防に関する労働衛生教育(介護作業等の雇入れ時教育を含む)の実施、腰痛予防体操の励行
- ③業種の特性に応じた労働災害防止対策
 - ア 製造業における労働災害防止対策
 - (ア) 機械・設備等の修理、点検、トラブル処理等の非定常作業に係る安全作業マニュアルの整備
 - (イ) 請負企業の労働者、派遣労働者、外国人労働者等に配慮した安全衛生管理、派遣元・派遣先における安全衛生教育の実施及び責任者間の連絡調整の徹底
 - (ウ) 未熟練労働者の経験不足を補完するため、災害事例や視聴覚教材を活用した未熟練労働者に対する安全衛生教育の内容の充実・強化
 - (エ) 鉄鋼業等の装置産業の事業場における老朽化施設対策を含む安全管理に係る自主点検の実施及びその結果を踏まえた対策の実施
 - (オ) 化学設備の定期自主検査の計画的な実施、化学設備の改造・修理等の作業の注文者による文書等の交付等、工事発注者と施工業者との連携等の実施
 - イ 建設業における労働災害防止対策
 - (ア) 一般的事項
 - a 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
 - b 元方事業者による統括安全衛生管理と関係請負人に対する指導の徹底
 - c 足場に係る改正労働安全衛生規則等を踏まえた墜落・転落防止対策の徹底や手すり先行工法等の「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に基づく措置の実施、ハーネス型安全帯の積極的な使用
 - d クレーン、移動式クレーン、解体用機械等の車両系建設機械の検査・点検整備及び安全な作業方法の徹底
 - e 事業所と現場の車両移動時の運転者の疲労軽減への配慮
 - (イ) 東日本大震災に伴う復旧・復興工事の労働災害防止対策
 - a 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
 - b 解体用機械等の車両系建設機械との接触防止、高所からの墜落・転落災害防止対策等の徹底
 - c 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
 - d 職長、新規入職者等に対する安全衛生教育の確実な実施及び作業内容に応じた保護具の使用
 - (ウ) 平成28年熊本地震に伴う復旧工事の労働災害防止対策
 - a 余震の発生や降雨による二次災害のおそれにも留意の上、土砂崩壊災害防止対策、土石流災害防止対策、墜落・転落災害防止対策等の徹底
 - b 労働者に対する熱順化の状況確認、水分・塩分の適時摂取、休憩場所や休憩時間の設定等の熱中症予防対策の徹底
 - ウ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
 - (ア) 荷役作業中の荷台等からの墜落・転落防止対策の徹底
 - (イ) 荷主等との合同による荷役作業場所、荷役作業方法の安全点検及び改善の実施
 - (ウ) 適正な労働時間管理、走行管理等の交通労働災害防止対策の実施
 - エ 小売店、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
 - (ア) 安全衛生教育の実施、内容の充実、安全意識の啓発
 - (イ) 安全パトロール、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、危険の見える化、ヒヤリ・ハット等の安全活動の活性化、職場環境や作業方法の改善の実施
 - (ウ) 安全推進者の配置促進、安全管理体制の整備
 - オ 林業の労働災害防止対策
 - (ア) 車両系木材伐出機械等の検査・点検整備及び安全な作業方法の徹底
 - (イ) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の徹底
 - (ウ) 安全な手順に基づく「かかり木」処理の徹底

企業の従業員の健康づくり推進に向け、 協会けんぽと協定を締結!

～全国で4例目 関東甲信越で初めて～



茨城労働局(局長:西井 裕樹)と全国健康保険協会(協会けんぽ)茨城支部(支部長:徳宿 彰)は、協会けんぽの加入者をはじめ労働者の健康づくりを一層促進することを目的として、加入事業者と加入者による取組みを連携して促進するため、平成28年5月10日に「健康づくり推進のための連携・協力に関する協定書」を締結しました。

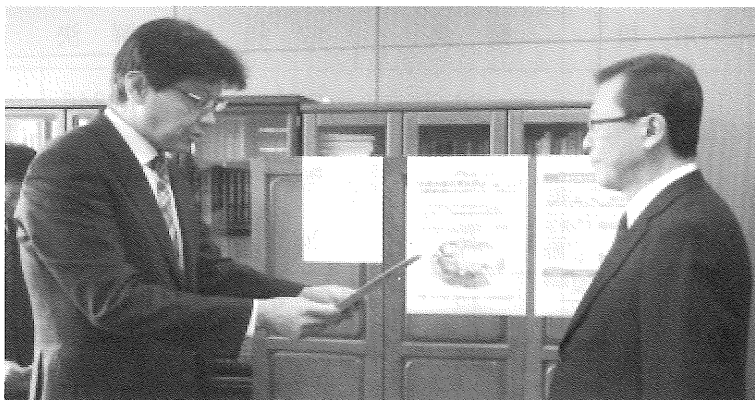
【連携の内容】

- 1 事業場健診データの提供の促進に関すること。
- 2 健康の保持増進に関する周知啓発資料の配布など、広報事業に関すること。
- 3 メンタルヘルス対策支援など保健事業に関すること。
- 4 その他、健康の保持増進を図るために必要な事項に関すること。

この協定により、事業所ごとに実施する健康診断結果データを共有することで、医療保険者(協会けんぽ)に義務付けられている特定健康診査・特定保健指導の実施率が向上し、健康保険料の上昇や医療費の抑制につながることも、これらの指導が円滑に実施されることによって、事業者と従業員が自身の健康管理や有所見の原因の改善に積極的に取り組むことができ、定期健康診断の有所見率の改善や作業関連疾患となる脳・心臓疾患の防止につながることを期待されています。

今後、協会けんぽとの連携した取組みを進め、事業所で働く労働者やその家族の健康増進と労働災害の防止、メンタルヘルス対策の促進に向けた働きかけを進めていくことにしています。

一般社団法人茨城県バス協会等に バス運転者の労働時間管理等の徹底を要請



西井局長から米川会長に要請

茨城労働局(局長 西井 裕樹)は、平成28年4月27日(水)、一般社団法人茨城県バス協会(米川公誠会長)に、バス運転者の労働時間管理等の徹底について要請を行いました。

平成28年1月15日、スキーツアーのための貸切バスの運行中、長野県内でバス運転者2名を含む15名が死亡、26名が重軽傷を負う事故が発生したことを受け、全国の労働基準監督署で緊急の集中監督を実施したところ、労働基準法上の労働時間の問題や、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に定める拘

束時間の問題、労働安全衛生法に定める健康診断の未実施等の事案が認められ、また、茨城県内で実施した結果でも、同様の違反等が認められたことから、本要請を行ったものです。

同時に、茨城県バス協会未加入事業者に対しても、要請文を送付し、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」や「交通労働災害防止のためのガイドライン」等の遵守の徹底を要請しました。

平成27年 賃金不払の概要

茨城労働局労働基準部監督課

県内の各労働基準監督署が労働者からの申告や相談を端緒として取扱った賃金不払(退職金不払も含む)の概要は、次のとおりです。

1 被害件数、被害労働者数、不払金額の状況

平成27年に新たに把握した賃金・退職金不払は304件、被害労働者数は734人、不払金額は2億9,611万円でした。

前年と比較して、件数は43件の減少、被害労働者数と不払金額はそれぞれ28人、9,298万円増加しました。

2 商業がトップ、次いで建設業

平成27年に新たに把握した業種別の取扱い件数は、商業が56件(18.4%)でトップとなり、次いで建設業が55件(18.1%)、接客娯楽業が45件(14.8%)となっています。

3 1人当たりの被害金額

平成27年に新たに把握した1人当たり不払金額は、約40万円でした。

4 解決は212件

平成27年中に労働基準監督署が取扱った賃金不払368件のうち解決したものは、件数では212件(57.6%)、労働者数では854人のうち328人(38.4%)でした。また、未払賃金3億3,068万円のうち解決した金額は7,832万円(23.7%)となっています。

なお、未払賃金の立替払制度(企業が倒産したために、賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、その未払賃金の一定範囲が立替払される制度)の運用により、未払賃金の一部が支払われたものがあります。平成27年に労働基準監督署で倒産したことを認定した企業は18社、立替払を受けた労働者は134人、立替払額は6,574万円でした。

5 労働基準監督署による司法処分

平成27年に労働基準監督署の指導によっても解決せず、賃金・退職金不払で送検した件数は6件でした。

～ 平成27年賃金不払処理状況 ～

	件数(件)		被害労働者数(人)		不払金額(千円)	
	取扱	解決	取扱	解決	取扱	解決
製造業	43	26	108	39	79,788	8,346
建設業	71	33	186	38	69,226	10,642
運輸交通業	43	28	81	38	18,594	8,728
商業	69	40	81	43	27,987	9,532
接客娯楽業	57	27	126	77	46,614	15,038
その他	85	58	272	93	88,479	26,043
計	368	212	854	328	330,688	78,329

※平成26年から引続き処理している件数、被害労働者数、不払額を含む。

労働保険の年度更新手続きはお早めに ＜受理相談会を開催いたします＞

平成28年度の労働保険の年度更新及び一般拠出金の申告手続きは、平成28年6月1日(水)から平成28年7月11日(月)までが申告期間となります。

送付されている「労働保険年度更新 申告書の書き方」等により申告書を作成され、期日までに申告手続きをお願いいたします。

初めて年度更新手続きをされる方、申告書作成の上でご不明な点のある方などのために、各労働基準監督署等で受理相談会を開催するとともに、労働保険年度更新コールセンター(0120-949-732)も開設しておりますので、お気軽にご利用ください。

この受理相談会の日程につきましては、郵送しました申告書に同封の資料「茨城労働局からのお知らせ」

にも記載されておりますので、ご参照ください。会場では、職員及び各地区の社会保険労務士等が相談に応じさせていただきます。

なお、相談会においての際は、申告書・事業主印のほか次の資料をご持参願います。

◎継続事業(建設事業、林業以外の方)

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間の貸金台帳、月別貸金集計表など平成27年度中に支払った賃金額のわかる資料

◎一括有期事業(建設事業、林業の方)

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間に終了した工事(林業にあっては終了した事業)に係る工事台帳、工事請負契約書等

平成28年度 労働保険年度更新申告書 受理相談会日程表

署別	月 日	時 間	会 場
水 戸	7月7日(木)	9:30～16:00	笠間市商工会友部事務所 大会議室 (笠間市東平2-3-3) 新しい会場
	7月7日(木)	10:00～16:00	大子町立中央公民館 第1研修室 (久慈郡大子町大字池田2669)
	7月8日(金)	9:30～16:00	常陸大宮市文化センター 会議室1 (常陸大宮市中富町3135-6)
	7月8日(金)	9:00～16:00	茨城県職業人材育成センター 本館研修室A11 (水戸市水府町864-4)
	7月11日(月)	9:00～16:00	茨城県職業人材育成センター 本館研修室A11 (水戸市水府町864-4)
	7月11日(月)	9:30～16:00	常陸太田市商工会 大会議室 (常陸太田市中城町3210)
日 立	7月7日(木)・8日(金)・11日(月)	9:00～16:00	日立労働基準監督署 会議室
	7月11日(月)	9:30～15:30	ハローワーク高萩 会議室 (高萩市本町4-8-5)
土 浦	7月7日(木)・8日(金)・11日(月)	10:00～16:00	新治ショッピングセンター さんあびお 2階特設会場 (土浦市大畑1611) 新しい会場
	7月11日(月)	10:00～16:00	小美玉市四季文化館(みの〜れ) 練習室(1) (小美玉市部室1069)
筑 西	7月7日(木)・8日(金)・11日(月)	9:00～16:00	筑西労働基準監督署 会議室
古 河	7月7日(木)・8日(金)・11日(月)	9:00～16:00	古河労働基準監督署 2階会議室
常 総	7月7日(木)・8日(金)・11日(月)	9:00～16:00	常総労働基準監督署 会議室
龍ヶ崎	7月7日(木)・8日(金)・11日(月)	9:00～16:00	龍ヶ崎労働基準監督署 1階会議室
鹿 嶋	7月7日(木)・8日(金)・11日(月)	9:00～16:00	鹿嶋労働基準監督署 屋外会議室

※水戸・土浦労働基準監督署の上記期間は、監督署の窓口が大変混み合いますので、受理相談会 会場にて申告手続きを行ってください。

※水戸・土浦労働基準監督署の受理相談会 会場が昨年と一部変更になっています。

○その他

- ・年度更新関係業務の一部を外部委託しています。
外部委託の業務は、「申告書等の発送業務」・「申告書の審査業務」などです。
- ・平成28年4月1日より雇用保険料率が引き下げられました。

お問合せ先は、茨城労働局 総務部 労働保険徴収室(029-224-6213)または最寄りの労働基準監督署まで


自社の「一般事業主行動計画」を確認しましょう!

行動計画には、「次世代法」に基づく計画と、「女性活躍推進法」に基づく計画があります。

平成28年4月1日から、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」といいます)」され、常時雇用する労働者が301人以上の事業主の皆様は、①自社の女性の活躍に関する状況把握、課題分析、②状況把握、課題分析を踏まえた行動計画の策定、社内周知、公表、③行動計画を策定した旨の都道府県労働局長への届出、④女性の活躍に関する状況の情報の公表が義務付けられました。

各企業におかれては、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」といいます。)及び女性活躍推進法に基づき策定した自社の行動計画について、定期的に目標の達成状況や行動計画に定めた取組の実施状況の点検・評価を行い、PDCA(計画(Plan)・実行(Do)・評価(Check)・改善(Action))サイクルを確立するようお願いいたします。

次世代法・女性活躍推進法とは

法律名	次世代法	女性活躍推進法
目的	仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備する	女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し活躍できる環境を整備する
義務企業規模	常時雇用する(※)労働者 101人以上	常時雇用する労働者 301人以上
義務事項	①行動計画の策定、社内周知、公表 ②策定届の届出	①状況把握、課題分析 ②行動計画の策定、社内周知、公表 ③策定届の届出 ④情報の公表
施行日	平成17年4月1日～ (101人以上300人規模企業義務化は、平成23年4月1日～)	平成28年4月1日～
認定制度 認定マーク	プラチナくるみん認定・くるみん認定 	えるぼし認定 
関連サイト※※	両立支援のひろば	女性の活躍推進企業データベース
税制優遇措置 (H28.4.1現在)	認定(プラチナ含む)を受けた企業あり	なし

※ パート、契約社員、アルバイトなどの名称にかかわらず、①期間の定めなく雇用されている者、②一定の期間を定めて雇用されている者であって、過去1年以上の期間について引き続き雇用されている者又は雇入れの時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者に該当する者をいいます。

※※ 関連サイトへのアクセスは、検索サイトにおいて [両立支援のひろば](#) もしくは [女性の活躍推進企業データベース](#) で検索をお願いします。

上記に関するお問い合わせは、茨城労働局雇用環境・均等室(TEL 029-277-8295)まで

事業主の皆さまへ

平成28年3月1日からハローワークでは 労働関係法令違反があった事業所の 新卒求人は受け付けません!

新卒一括採用の慣行の中で、新卒採用時のトラブルは、職業生活に長期的な影響を及ぼす恐れがあります。

そこで、ハローワークでは、平成28年3月1日から、一定の労働関係法令違反があった事業所を新卒者などに紹介することのないよう、こうした事業所の新卒求人を一定期間受け付けません(以下、「不受理」という)。

不受理となる対象と不受理期間

不受理となる対象

平成28年3月1日以降、労働基準法などの労働関係法令の規定に違反し、是正勧告を受けたり、公表されたりした場合に、新卒者等(※1)であることを条件とした求人が不受理の対象となります。

1. 労働基準法と最低賃金法に関する規定

(1) 1年間に2回以上同一条項の(※2)
違反について是正勧告を受けている場合

(2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として
公表された場合

(3) 対象条項違反により送検され、公表された場合

不受理期間 A

法違反が是正されるまで
+
是正後6カ月経過するまで

不受理期間 B

送検された日から1年経過するまで
(是正後6カ月経過するまでは、
不受理期間を延長)

2. 男女雇用機会均等法と育児介護休業法に関する規定

(1) 法違反の是正を求める勧告に従わず公表され
た場合

不受理期間 A

法違反が是正されるまで
+
是正後6カ月経過するまで

※1 新卒者等の範囲は以下の通りです。

- ① 学校(小学校及び幼稚園を除く)、専修学校、各種学校、外国の教育施設に在学する者で、卒業することが見込まれる者
- ② 公共職業能力開発施設や職業能力開発総合大学の職業訓練を受ける者で、修了することが見込まれる者
- ③ 上記新卒求人に応募できる①、②の卒業者及び修了者

※2 同一条項とは項レベルまで同一のものをいい、例えば、労働基準法第37条第1項を1年に2回以上違反している場合をいいます。



茨城産業保健総合支援センターからのお知らせ

経営者、事業主、人事・労務・安全衛生担当者の皆さまへ ～平成28年度事業のご案内～

- 作業環境測定士や労働衛生コンサルタントなどの専門スタッフが事業場を訪問し、局所排気装置の改善や騒音対策などのアドバイスを行います。※無料です。ホームページをご覧ください、メール等でお申込みください。
- 社会保険労務士や産業カウンセラーなどの専門スタッフが事業場に赴き、
 - ・ストレスチェック制度の導入についての具体的なアドバイス
 - ・管理監督者を対象としたメンタルヘルス教育
 - ・若年労働者（新入社員や20歳代の若手職員）を対象としたメンタルヘルス教育を実施します。
 ※無料です。ホームページをご覧ください、メール等でお申込みください。
- 平成28年2月「治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」が公表されました。7月に筑波大学で、「治療と職業生活の両立支援」をテーマとしたセミナーを開催します。企業の人事担当者は是非ご参加ください。

〔平成28年6月と7月のセミナー案内〕

当センターでは、産業保健に関係する全ての方を対象に、専門的かつ実践的能力の向上を目的として、産業保健セミナーを開催しています。セミナーの概要等詳細についてはホームページをご覧ください。

【申込方法】 ①当センターのホームページ または ②ファックス(FAX 029-227-1335) 事前にお申し込みください。

日程	セミナーテーマ	講師	開催場所	対象/定員
6月14日(火) 13:30-15:30	騒音性難聴の基礎知識と対策～騒音測定を実施してみませんか～【日医認定申請中】	和田 哲郎 氏 (産業保健相談員、筑波大学医学医療系耳鼻咽喉科准教授(騒音性難聴担当医))	土浦会場	産業医、産業看護職、安全・衛生管理者、事業主等
6月17日(金) 14:00-16:00	職場における熱中症の予防について【日医認定申請中】	松井 玄考 氏 (産業保健相談員、労働衛生コンサルタント、元和歌山労働局長)	水戸会場	産業医、産業看護職、安全・衛生管理者、人事労務担当者、事業主等
6月22日(水) 14:40-16:00	メンタルヘルス・ケースカンファレンス	山村 邦男 氏 (産業保健相談員、山村医院院長)	水戸会場	産業看護職、衛生管理者、人事労務担当者等
6月22日(水) 18:00-20:00	防じんマスクの選択と使用について【日医認定申請中】	谷口 昭三 氏 (労働衛生コンサルタント、有限会社オーエスケイインターナショナル代表取締役社長)	水戸会場	産業医、産業看護職、衛生管理者、安全衛生担当者等
6月23日(木) 14:00-16:00	職場で試そう口腔保健(メタボからメンタルヘルスまで)茨城県歯科医師会からの提案【日医認定申請中】	戒田 敏之 氏 (かいた歯科医院院長、公益社団法人茨城県歯科医師会産業保健統括マネージャー、労働衛生コンサルタント)	土浦会場	産業医、産業看護職、衛生管理者等
6月28日(火) 18:00-20:00	WBGT指数の活用と熱中症予防【日医認定申請中】	岩崎 芳明 氏 (産業保健相談員、筑波労働コンサルタント事務所長、元 ㈱三菱化学アナリティック分析事業部環境分析センター長)	土浦会場	産業医、産業看護職、衛生管理者、安全衛生担当者等
7月12日(火) 14:00-16:00	ストレスチェックの面接指導方法の実際～マニュアルの活用～【日医認定申請中】	友常 祐介 氏 (産業保健相談員、元筑波大学医学医療系産業精神医学・宇宙医学グループ助教、コマツ健康増進センタ産業医)	土浦会場	産業医、産業看護職、衛生管理者、人事労務担当者等
7月14日(木) 13:30-15:30	過労死等の脳・心臓疾患に係る労災認定のしくみ【日医認定申請中】	奥山 浩行 氏 (茨城労働局労働基準部労災補償課長)	土浦会場	産業医、産業看護職、衛生管理者、人事労務担当者、事業主等
7月19日(火) 14:00-16:00	セクハラ・パワハラは何故起きるのか～その予防と対策(基本編)～【日医認定申請中】	皆川 雅彦 氏 (特定社会保険労務士、公益財団法人21世紀職業財団セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント防止コンサルタント)	水戸会場	産業医、産業看護職、衛生管理者、人事労務担当者、事業主等
7月20日(水) 13:30-15:30	あなたの職場、病気になっても働き続けられますか?—治療と仕事の両立支援について—【日医認定申請中】	河島 美枝子 氏 (産業保健相談員、元大分県立看護科学大学精神看護学教授)	筑波大学	産業医、産業看護職、人事労務担当者、事業主等
7月22日(金) 13:30-15:30	ロコモティブシンドロームと健康寿命～働く人の生涯健康を目指して～【日医認定申請中】	田中 厚子 氏 (産業保健相談員、つくば国際大学医療保健学部看護学科講師、元筑波銀行保健師)	土浦会場	産業医、産業看護職、衛生管理者、人事労務担当者等
7月26日(火) 14:00-16:00	職場で役立つ化学物質のリスク低減方法【日医認定申請中】	岩崎 芳明 氏 (産業保健相談員、筑波労働コンサルタント事務所長、元 ㈱三菱化学アナリティック分析事業部環境分析センター長)	土浦会場	産業医、産業看護職、衛生管理者、安全衛生担当者等
7月28日(木) 18:00-20:00	アクションチェックリストを用いた職場巡視【日医認定申請中】	中谷 敦 氏 (産業保健相談員、(株)日立製作所水戸健康管理センタ長、産業医)	水戸会場	産業医、産業看護職、衛生管理者、人事労務担当者等

会場案内

- ・水戸会場 水戸FFセンタービル会議室11階(旧、住友生命水戸ビル) (水戸市南町3-4-10)
- ・土浦会場 ワークビル土浦 (土浦市木田余東台4-1-1)
- ・茨城労働基準協会連合会中央安全衛生教育センター (水戸市渋井町字堺橋263-1 TEL 029-221-6880)

【お知らせ】 セミナー「化学物質リスクアセスメント手法の解説」の申込について
7月15日(水戸市)は定員に達したので、申込を締め切りました。8月1日(水戸市)、9月5日(水戸市)は申込受付中です。

(独)労働者健康安全機構 茨城産業保健総合支援センター 水戸市南町3-4-10 水戸FFセンタービル8F
TEL 029-300-1221 FAX 029-227-1335 メールアドレス: mito@ibaraki.johas.jp

「受動喫煙防止対策助成金」のご案内

労働者の健康保持増進の観点から、職場における受動喫煙を防止するため適切な措置を講ずるよう努めることが事業者に求められています。(安衛法第68条の2)

喫煙室の設置などの受動喫煙防止対策に積極的に取り組む中小企業事業主の皆様には、必要経費の一部が助成されます。(受動喫煙とは、室内またはこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいいます。)

対象事業主

以下の全てに該当する事業主

- (1)労働者災害補償保険の適用事業主 (2)中小企業事業主(業種毎に労働者数、資本金額の上限あり)
- (3)措置を講じた区域外を禁煙とする事業主

助成対象

- ①一定の基準(入口の風速が0.2m/秒以上)を満たす喫煙室の設置、改修
- ②一定の基準(直近の建物出入口の粉じん濃度が増加しない)を満たす屋外喫煙所(閉鎖系)の設置、改修
- ③一定の基準(粉じん濃度0.15mg/m³以下または必要換気量が70.3×(席数)m³/時間以上)を満たす換気装置の設置など(宿泊業・飲食店)

助成額

喫煙室の設置等に係る経費のうち、工費、設備費、備品費及び機械装置費等の2分の1(上限200万円)

問い合わせ先

茨城労働局健康安全課 TEL 029-224-6215

詳しくは、厚生労働省ホームページ「受動喫煙防止対策に関する各種支援事業」をご覧ください。

最低賃金ワン・ストップ無料相談について

最低賃金の引上げの影響が大きい中小企業事業主にとって、賃金引上げを行うには、生産方法や販売方法を改善して売上げを伸ばすとともに、賃金・労働時間制度、安全衛生管理などの見直しも必要になることがあります。こういった中小企業事業主が抱えるさまざまな経営、労務管理の課題を明らかにし、問題解決を支援するため、ワン・ストップで無料相談に応じる場を全国に設けています。

●経営に関する相談の例

- ・経営方針、事業計画策定、販売促進について
- ・事業の資金繰りについて
- ・財務体質の強化、コスト削減について

●労務管理に関する相談の例

- ・賃金、退職金、労働時間制度の見直し
- ・就業規則(賃金規定など)の改定
- ・賃金引上げに活用できる国の支援制度について(業務改善助成金(*)などのご案内)

茨城県最低賃金総合相談支援センター

〒310-0026 水戸市泉町2-2-33 水戸泉町ビル
オープンオフィス水戸722号

☎0800-800-4864(通話料無料)

9:00～17:00まで(日、祝祭日を除く)

9:00～19:00まで(金曜日)

※土曜日も相談をお受けします。また、金曜日は19時まで延長しています。専門家の派遣も無料です。

ホームページ <http://www.ibaraki-sr.com/center/>

*業務改善助成金とは

事業場内最低賃金(事業場内で最も賃金が低い労働者の賃金額)が時間給800円未満である中小企業事業主が、時間給を60円以上引き上げる計画を作成し、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等の業務改善をした場合に、業務改善に要した経費の2分の1を助成する制度です。但し、常時使用する労働者30人以下の事業場に対しては4分の3を助成(※上限額は100万円)。

上記に関するお問い合わせ・「業務改善助成金」の申請先は、茨城労働局雇用環境・均等室(TEL 029-277-8294)まで

事業主の皆さまへ

コンプライアンス 衛生推進者を 選任しましょう。

衛生推進者養成講習開催のご案内

労働安全衛生法第12条の2により、☆印に書かれている業種及び規模の事業場(例:飲食店や食料品小売業、ホームセンター、介護事業など)に対して**衛生推進者**を選任し、その者に労働衛生に関する一定の業務を担当させることが義務付けられております。

本講習は、衛生推進者の選任を義務付けられている事業場において新たに衛生推進者として選任された方が、その職務を遂行する際に必要な知識の向上を図るものです。

なお、衛生管理者免許の所有者は、本講習を受講する必要はありません。

また、10人以上50人未満の工業的業種の事業場は、安全衛生推進者の選任が義務付けられていますので、安全衛生推進者講習については最寄りの労働基準協会にお問い合わせ下さい。

★衛生推進者の選任を要する業種・規模については、下記の業種であって、常時使用する労働者数が**10人以上50人未満の非工業的業種の事業場**(常時50人以上の場合は衛生管理者の選任が義務付けられています。)

金融・保険・証券業、各種商品卸売業及び各種商品小売業以外の卸売業と小売業、不動産取引・賃貸・管理業、物品賃貸業、理容・美容・浴場業、葬儀業、映画業、劇場・興行場、公園・遊園地・遊技場、駐車場業、情報サービス・広告業、病院・診療所等医療業、幼稚園・教育施設、社会福祉・介護事業、飲食業などの非工業的業種

記

1. 日 時：平成28年8月5日(金) 8:50~15:30
2. 会 場：(一社)茨城労働基準協会連合会 中央安全衛生教育センター
水戸市渋井町堺橋263-1 (国道51号谷田町交差点北側です。)
3. 研 修 内 容：①作業環境管理及び作業管理 2時間
②健康の保持増進対策 1時間
③労働衛生教育 1時間
④労働衛生関係法令 1時間
4. 対 象 者：上記「☆印の衛生推進者の選任を要する業種・規模」のとおり
5. 受 講 料 等：8,532円(受講料7,560円(税込)、テキスト代972円)
6. 定 員：50名
7. 申 込 期 限：平成28年7月29日(金) (但し定員に達した場合は期限前でも締切ります。)
8. 申 込 方 法：受講申込書は茨城労働基準協会連合会HP「安全衛生教育」の「衛生推進者養成講習」の中にある申込書をダウンロードするか、又は問合せ先に電話等を頂ければ受講申込書を送付します。
9. 問 合 せ 先：(一社)茨城労働基準協会連合会
〒310-0801 水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館14F TEL 029-225-8881

第354回 KYT (危険予知訓練) トレーナー研修会のご案内

今般、中央労働災害防止協会関東安全衛生サービスセンターにおいては、標記の研修会を下記により行うこととなりましたのでご案内申し上げます。

本研修会は、労働災害の無い明るく活力ある職場を形成するために、ゼロ災運動、危険予知訓練を中核となって推進するKYT (危険予知訓練) トレーナーを養成することを目的として開催されるものです。

ゼロ災職場実現のために、一人でも多くの方々のご参加をお待ちしております。
 なお、本年度も土浦地区で7月に開催し、12月には、水戸市で開催をいたします。

記

1. 開催 日：平成28年7月28日(木)～7月29日(金)
2. 場 所：土浦勤労者総合福祉センター ワークヒル土浦 (土浦市木田余東台4-1-1)
3. 対象 者：現場におけるゼロ災運動・KY活動の推進者、トレーナーとなる管理監督者、安全スタッフ等
4. 内 容：指差し呼称、基礎4ラウンド法、1人4RKYT、ゼロ災チームミーティング
5. 参加 費：参加費にはテキスト代、昼食代、消費税が含まれています。

区 分	料 金	割引料金
中災防賛助会員	31,890円	19,130円
一 般	33,940円	20,360円

※受講料の割引料金が対象となる事業場は、常時使用する労働者数が300人未満であり、かつ、労災保険の適用事業場です。(上記要件を確認するため、お申込の際に労働基準監督署の受付印のある直近の「労働保険概算・確定保険料申告書(事業主控)」の写しを提出いただくことになります。)

6. お申込先・お問合せ先：中央労働災害防止協会 関東安全衛生サービスセンター
 TEL 03-5484-6701 FAX 03-5484-6704 [URL] <http://www.jisha.or.jp/kanto/>
 (お申込用紙は、中災防HPからダウンロードしてください。)
7. 申 込 期 限：平成28年7月15日(金)
 但し、定員(60名)に達した時は申込期日前でも締め切ることがあります。

平成28年度の雇用保険料率 — 雇用保険料率が引き下がります —

- ◆雇用保険法等の一部を改正する法律案が平成28年3月29日に国会で成立しました。このため、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの雇用保険料率は、以下の表のとおり引き下がります。
- ◆平成28年度の失業等給付の雇用保険料率は、労働者負担・事業主負担とも1/1000ずつ引き下がります。
- ◆併せて、雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)は、0.5/1000引き下がります。

[平成28年度の雇用保険料率]

事業の種類	負担者 ① 労働者 負担 (失業等給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担	雇用保険 二事業の保険料率		①+② 雇用保険料率
			失業等給付の 保険料率	雇用保険 二事業の保険料率	
一般の事業	4/1000	7/1000	4/1000	3/1000	11/1000
(27年度)	5/1000	8.5/1000	5/1000	3.5/1000	13.5/1000
農林水産・清酒 製造の事業	5/1000	8/1000	5/1000	3/1000	13/1000
(27年度)	6/1000	9.5/1000	6/1000	3.5/1000	15.5/1000
建設の事業	5/1000	9/1000	5/1000	4/1000	14/1000
(27年度)	6/1000	10.5/1000	6/1000	4.5/1000	16.5/1000

※枠内の下段は平成27年度の雇用保険料率

不明な点は、下記までお問い合わせください。
 茨城労働局総務部労働保険徴収室 TEL 029-224-6213 FAX 029-224-6258

精神障害の労災認定

【認定基準】

仕事によるストレス(業務による心理的負荷)が関係した精神障害について、厚生労働省では平成23年12月に「心理的負荷による精神障害の認定基準」を定めました。

【基本的考え方】

精神障害は、外部からのストレス(仕事によるストレスや私生活でのストレス)と、そのストレスへの個人の対応力の強さとの関係で発病に至ると考えられています。

発病した精神障害が労災認定されるのは、その発病が仕事による強いストレスによるものと判断できる場合に限りです。

仕事によるストレス(業務による心理的負荷)が強かった場合でも、同時に私生活でのストレス(業務以外の心理的負荷)が強かったり、その人の既往症やアルコール依存など(個体側要因)が関係している場合には、どれが発病の原因なのかを医学的に慎重に判断しなければなりません。

【対象疾病名】

業務に関連して発病する精神障害の代表的なものは、うつ病・適応障害・急性ストレス反応などです。

【認定要件】

- ① 認定基準の対象となる精神障害を発病していること。
- ② 認定基準の対象となる精神障害の発病前おおむね6か月に、業務による強い心理的負荷が認められること。
- ③ 業務以外の心理的負荷や個体側要因により発病したとは認められないこと。

※ 心理的負荷の強度は、精神障害を発病した労働者がその出来事とその後の状況を主観的にどう受け止めたかではなく、同種の労働者が一般的にどう受け止めるかという観点から評価します。

【認定事例】

「新規事業の担当となった」ことにより、「適応障害」を発病したとして認定された事例

Aさんは、通信関連会社に設計技師として勤務していたところ、プロジェクトリーダーに昇格し、新たな分野の商品開発の従事することとなった。

しかし、同社にとって初めての技術が多く、設計は難航し、Aさんの帰宅は翌日の午前2時頃に及ぶことが頻繁となり、以後、会社からの特段の支援等がないまま、1か月当たりの時間外労働時間数は100～130時間で推移した。

Aさんは、新プロジェクトに従事してから約4か月後、抑うつ気分、食欲低下といった症状が生じ、心療内科を受診したところ「適応障害」と診断され、退職に至った。

判断

- ① 新たな分野の商品開発のプロジェクトリーダーとなったことは、具体的出来事の「新規業務の担当になった、会社の建て直しの担当になった」に該当するが、その業務は、失敗した場合に大幅な業務悪化につながるものではなかったことから、心理的負荷の強度は「中」と判断される。さらに、この出来事後に恒常的な長時間労働も認められることから、総合評価は「強」と判断される。
- ② 発病直前に子供が交通事故で軽傷を負う出来事があったが、その他に業務以外の心理的負荷、個体側要因はいずれも顕著なものは認められなかった。

上記の①及び②により、Aさんの精神障害は業務上疾病と認定された。

平成28年 経済センサス 経済センサス 活動調査

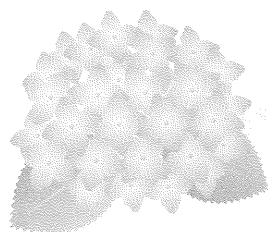
— 活動調査を実施します。

経済センサス-活動調査は、全産業分野の売上(収入)金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域的に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得ることを目的として実施します。

平成28年
6月1日



総務省・経済産業省・茨城県・市町村



県内の労働災害発生状況速報 (平成28年4月末現在)

業種別		平成28年	前年同期
計		(10) 681	(12) 720
製造業		(2) 200	(0) 235
鉱業		(0) 1	(0) 2
建設業		(4) 98	(7) 90
内訳	土木	(3) 31	(1) 23
	建築	(1) 42	(3) 40
	その他	(0) 25	(3) 27
運輸交通業		(3) 98	(1) 97
貨物取扱業		(0) 5	(1) 9
農林業		(0) 14	(1) 13
畜産水産業		(0) 28	(0) 36
商業		(0) 87	(2) 92
その他		(1) 150	(0) 146

(注) ()内は、死亡者で内数

平成28年死亡災害発生状況

4月発生分

発生月 時間帯	職 種 年 齢 経 験 年 数	事業の種類	事故の型	災 害 の 概 要
			起 因 物	
4月 8~9時	作業員・ 技能者 40歳代 17年	機械器具 製造業	はさまれ・ 巻き込まれ	トラクターのデファレンシャルギアの耐久テストを行うため、トラクターの後輪の駆動軸を走行負荷試験装置に取付けた状態で運転席に乗り、エンジンをかけたところ、車体が後転し、車体と床面との間に体が挟まれ死亡した。
			その他の 一般動力機械	
4月 2~3時	自動車運転者 30歳代 3年	その他の道路 旅客運送業	交通事故 (道路)	運転代行の業務で客を送り届けた後、被災者2名が軽乗用車に同乗して事務所へ戻る途中、国道交差点において乗用車と出合い頭に衝突し、2名とも死亡した。
	50歳代 3年		乗用車・ バス・バイク	
4月 11~12時	作業員・ 技能者 20歳代 5年	産業廃棄物 処理業	爆発	屋外の廃棄物処理場において、ガス遮断器のガスタンク部分をLPガスを使用してガス溶断していたところ、爆発して1人が死亡、他の作業員1人も軽傷を負った。
			その他の 装置・設備	

講習会のご案内 (6月中旬~7月)

講習の種類	開催日	開催場所	申込先
技能講習			
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者			
6/14~15・16・17	鹿嶋勤労文化会館	(鹿嶋市)	鹿島協会
6/21~22・23・24	日立商工会議所会館	(日立市)	日立協会
7/7~8・9	平成館	(古河市)	古河協会
7/11~12・13	中央安全衛生教育センター	(水戸市)	連合会
有機溶剤作業主任者			
6/22~23	平成館	(古河市)	古河協会
6/28~29	日立商工会議所会館	(日立市)	日立協会
7/7~8	中央安全衛生教育センター	(水戸市)	連合会
7/14~15	ワークヒル土浦	(土浦市)	土浦協会
7/14~15	鹿嶋勤労文化会館	(鹿嶋市)	鹿島協会
乾燥設備作業主任者			
7/20~22	茨城県トラック協会県西地区研修会館	(筑西市)	筑西・古河協会
7/25~27	中央安全衛生教育センター	(水戸市)	連合会
鉛作業主任者			
6/23~24	中央安全衛生教育センター	(水戸市)	連合会
ガス溶接			
6/23~24	(一社)龍ヶ崎労働基準協会	(龍ヶ崎市)	龍ヶ崎・水海道協会
6/23~24	鹿嶋勤労文化会館	(鹿嶋市)	鹿島協会
玉掛け			
7/7~8・10	ワークヒル土浦	(土浦市)	土浦協会
7/14~15・16・17	ポリテクセンター茨城	(常総市)	水海道協会
プレス機械作業主任者			
7/20~22	ポリテクセンター茨城	(常総市)	水海道・土浦・龍ヶ崎協会
フォークリフト運転(学科)			
6/18	NC東日本コンクリート工業(株)	(筑西市)	筑西協会
6/18	平成館	(古河市)	古河協会
6/30	(一社)龍ヶ崎労働基準協会	(龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
7/1	日立商工会議所会館	(日立市)	日立協会
7/1	ワークヒル土浦	(土浦市)	土浦協会
7/2	NC東日本コンクリート工業(株)	(筑西市)	筑西協会
7/4	ポリテクセンター	(常総市)	水海道協会
7/10	平成館	(古河市)	古河協会
7/19	中央安全衛生教育センター	(水戸市)	連合会・水戸協会
7/30	平成館	(古河市)	古河協会
床上操作式クレーン運転			
6/23~24・25	中央安全衛生教育センター	(水戸市)	水戸協会
6/23~24・25	常陸太田市商工会館	(常陸太田市)	太田協会
7/7~8・10	鹿嶋勤労文化会館	(鹿嶋市)	鹿島協会
7/14~15・16・17	日立商工会議所会館	(日立市)	日立協会
小型移動式クレーン運転			
6/20~21・22	中央安全衛生教育センター	(水戸市)	連合会
7/21~22・23	常陸太田市商工会館	(常陸太田市)	太田協会
石綿作業主任者			
7/21~22	鹿嶋勤労文化会館	(鹿嶋市)	鹿島協会
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者			
7/20~21	中央安全衛生教育センター	(水戸市)	連合会
特別教育・その他の講習			
研削と石の取替え等の業務(自由研削)			
6/24	ポリテクセンター茨城	(常総市)	水海道・龍ヶ崎協会
7/9	日立アプライアンス(株)	(日立市)	日立協会
7/19	茨城県トラック協会県西地区研修会館	(筑西市)	筑西協会
アーク溶接等の業務			
7/13~14	常陸太田市商工会館	(常陸太田市)	太田協会
7/19~20	(一社)龍ヶ崎労働基準協会	(龍ヶ崎市)	龍ヶ崎・水海道協会
電気取扱業務(低圧)			
6/17~18	日立商工会議所会館	(日立市)	日立協会
6/23~24	ワークヒル土浦	(土浦市)	土浦協会
7/14	中央安全衛生教育センター	(水戸市)	水戸協会
7/31	平成館	(古河市)	古河・筑西協会

クレーン運転の業務(5トン未満)			
6/17~18	ワークヒル土浦	(土浦市)	土浦協会
産業用ロボットの教示・検査等の業務			
7/28~29	中央安全衛生教育センター	(水戸市)	水戸協会
足場の組立て、解体等(特例時間短縮3時間)			
6/13	常陸太田市商工会館	(常陸太田市)	太田協会
特定粉じん作業			
7/23	平成館	(古河市)	古河協会
職長教育			
6/13~14	(一社)水海道労働基準協会	(常総市)	水海道協会
6/15~16	日立商工会議所会館	(日立市)	日立協会
6/21~22	茨城県トラック協会県西地区研修会館	(筑西市)	筑西協会
6/28~29	ワークヒル土浦	(土浦市)	土浦協会
7/12~13	日立商工会議所会館	(日立市)	日立協会
7/16~17	平成館	(古河市)	古河協会
7/19~20	鹿嶋勤労文化会館	(鹿嶋市)	鹿島協会
7/21~22	(一社)龍ヶ崎労働基準協会	(龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
安全衛生推進者講習			
7/5~6	鹿嶋勤労文化会館	(鹿嶋市)	鹿島協会
7/7~8	中央安全衛生教育センター	(水戸市)	水戸協会
7/26~27	茨城県トラック協会県西地区研修会館	(筑西市)	筑西協会
安全管理者選任時研修			
6/26	平成館	(古河市)	古河協会
7/26~27	ポリテクセンター茨城	(常総市)	水海道・土浦・龍ヶ崎協会
新入社員安全衛生教育			
6/15	中央安全衛生教育センター	(水戸市)	水戸協会
リスクアセスメント担当者研修(製造業等)			
6/22	鹿嶋勤労文化会館	(鹿嶋市)	鹿島協会
7/7	日立商工会議所会館	(日立市)	日立協会
7/11	(一社)龍ヶ崎労働基準協会	(龍ヶ崎市)	龍ヶ崎・土浦協会
ゼロ災研修会			
6/20	ポリテクセンター	(常総市)	水海道協会
7/13	鹿嶋勤労文化会館	(鹿嶋市)	鹿島協会
KYTトレーナー研修会			
7/28~29	ワークヒル土浦	(土浦市)	連合会
化学物質のリスクアセスメント研修			
6/27	中央安全衛生教育センター	(水戸市)	連合会
免許試験受験準備講習会(第一種衛生管理者)			
6/16~18	中央安全衛生教育センター	(水戸市)	連合会
6/21~23	土浦市国民宿舎水郷	(土浦市)	連合会
7/4~6	中央安全衛生教育センター	(水戸市)	連合会
同上 直前講習会(模擬試験)			
7/23	中央安全衛生教育センター	(水戸市)	連合会
免許試験受験準備講習会(第二種衛生管理者)			
6/13~14	中央安全衛生教育センター	(水戸市)	連合会
免許試験受験準備講習会(ガス溶接作業主任者)			
6/29~30	中央安全衛生教育センター	(水戸市)	連合会
免許試験受験準備講習会(エックス線作業主任者)			
6/27~28	中央安全衛生教育センター	(水戸市)	連合会

◎詳細については、申込先の協会にお問い合わせ下さい。

- 連合会 ☎ 029-225-8881 FAX.029-227-4507
- 水戸 ☎ 029-233-6622 FAX.029-233-6626
- 日立 ☎ 0294-23-3431 FAX.0294-23-3461
- 土浦 ☎ 029-824-0324 FAX.029-824-0325
- 筑西 ☎ 0296-24-2796 FAX.0296-24-9303
- 古河 ☎ 0280-31-4176 FAX.0280-32-6116
- 太田 ☎ 0294-72-3489 FAX.0294-73-2716
- 水海道 ☎ 0297-22-0949 FAX.0297-22-3537
- 龍ヶ崎 ☎ 0297-62-7923 FAX.0297-64-1498
- 鹿島 ☎ 0299-83-8440 FAX.0299-83-8478